The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ロックの自然状態に関する一考察
Author(s)	村上, 弥生
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 1989, 23, p. 43-55
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/6122
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ロックの自然状態に関する一考察

村上弥生

ジョン・ロックの『統治二論』(Two Treatises of Government, 1690) の第二論文は、周知の如く、自由主義的な政治社会の理念を導出するうえで、自然法の立場と同時に契約論的な構成をとっている。その中にあって「自然状態」(state of nature) という設定は二重の役割を負っている。まずそれは、「社会契約」(social contract) という一個の出来事を介して「政治社会」(political society) と時間的に連続するもの、即ちその歴史的「起源」であるが、それと同時に、一切の外的強制力を欠いた場として、真実の人間本性とそれに調和した「自然法」(law of nature) を明らかにするための設定でもある。こうした自然法的・契約論的構成のもとでは、政治権力の「起源」を理解することは、そのまま、あるべき政治権力の本性、目的、限界を理解することであり、自然状態をいかなるものとして構想するかによって、その理論的帰結と説得力が大きく左右されることになる。ではロックにおいて、自然状態はどのようなものとして描かれているのであろうか。

『統治論』第二論文の叙述は、自然状態を、各人が「他人の許可を求めることも、他人の意志に依存することもなく、自然法の範囲内で自らの行動を律し、その財産と一身とを処しうる完全に自由な状態」(§4)[1]であると、論

証抜きで規定するところから出発している。ロックにおいて自然状態は、何よりも先に、自然法の支配する、それのみに拘束される状態を意味しているのである。自然法の支配する状態というこの自然状態の規定は、ロックの自然法観からすれば当然である。しかし、この規定を、そのまま、歴史的事実としての自然状態の規定でもあると解することができるだろうか。自然状態のこうした言わば理念的な規定は、自然法の立場とともに契約論の立場を合わせ持つ『統治論』の中で、政治社会の歴史的「起源」であるというもう一方の自然状態の性格とどのように結びつきうるのか。本論文では、以下、まず自然法の支配という規定を巡って、ロックの自然状態の叙述に見られる歴史的記述の側面と理念的記述の側面とを整理しつつ、両者の関係とその統一の困難を明らかにする。次に、『統治論』の中では明示されていないこれら二つの側面の接合点を求めて、『人間知性論』(An Essay concerning Human Understanding, 1689) の道徳論に目を向けることとしたい。

一　三つの自然状態とその矛盾

さて、先の引用部分とそれに続く数節におけるロックの意図は、自然状態の歴史的記述ではなく、ロックの捉えた自然法というものの原理的な地位、その普遍的な拘束力を『統治論』の前提として表明することであり、自然状態はその一つの表現にすぎないとも言える。『統治論』の前提たる自然法とは、「人間そのものに本質的なものであって、決して社会の一員としての人間に属するものではないのである。」(§14) しかし、ここで主張されているのは、決して自然法の事実的な拘束ではないし、人間に対する自然法の本質的な関係も、内在的な自然必然性を意味しているのではない。この部分でのもう一つのテーマが、自然状態においては各人が自然法の執行権と処罰権を

持つことを示すことであるという点から明らかなように、自然法は犯されうるのである。従って、ここでの自然状態の叙述は、それが現実には平和な状態か、それとも戦争状態に陥らざるをえないのかというような実質的、歴史的な規定に対して中立的である。この部分でのロックの視点は、人間の赤裸々な現実に向かうものではなく、それとは区別された所に独立に存在する自然法の理念にのみ据えられている。

しかし、こうした超越的な視点からの叙述は、人々が自然状態を脱し政治社会の創出へと向かう必然性を示すことはなく、従って、それだけでは契約論的構成をとった政治理論の土台とはなりえない。自然状態が自然法の理念的地位の一表現にすぎないとすれば、政治権力の本性についてのロックの主張は、政治社会を支配する実定法と自然法の関係から、即ち純粋な法論として展開されればよいであろうし、結局、自然状態の設定そのものが不必要となってしまうであろう。だが勿論、『統治論』第二論文において、自然状態の叙述はこの冒頭部分に終るわけではない。

全く別の視点からの自然状態の叙述が見られるのは、政治社会の設立以前に、また人類全員の同意によることなく、所有権がいかに確立されうるかを示そうとする第五章である。そこでの叙述は明らかに歴史的記述の性格をもつものであり、ロックはそこで、自然状態の内部に狩猟採取経済の段階と貨幣の普及した商業社会の段階との区別を設けてさえいる。自然状態における自然法の支配という規定も、ここでは具体性を帯びてくる。貨幣が普及する以前の段階では、所有権に関する自然法は、恰も自然法則のように人々の生活を支配している。ロックによれば、私的所有権の権原は、森の木の実を採ることから土地を囲い込み耕すことに至るまで、「万物の共同の母たる自然がなしたより以上の何物かをそれに付け加える」各人の「労働」にある。（§28）しかし、「同じ自然法がこの所

有権を制限しもする。」各人の所有しうるものには、「腐らないうちに利用して生活の役に立てうるだけのもの」という上限が課されているのである。（§31）所有権とその制限とは、理論的には、神の被造物としての人類の維持という基本的自然法から導出されるのだが、同時にそれは、人々が「自分の使用しうる以上のものを持ちたいという誘惑を当然感じない」（§51）ような、自然の豊富さと人々の労働の生産性の低さという外的な条件のもとでは、自動的に生活の仕組みとなっていたのである。

しかし貨幣の発明以後、金銀という「自然的内在的価値」を持たないが、「何か永続性のあるもの」が人々の暗黙の同意によって価値を持つようになると、この「黄金時代」のバランスは崩れていく。貨幣の蓄積はどれほどなされても、その本性上自然法的制限に抵触しない。物々交換や個人の使用量をはるかに越えた生産物を生む広大な土地の専有が可能となり、私有財産の大きな不均衡と土地の欠乏が生じてくる。こうして、労働による所有という原則が正常に機能しなくなるとき、人々は実定法による所有権の規律を求めて、政治社会へ移行することになる。

ロックの自然状態は、このように三つの異なった叙述から成っている。第一の自然状態は、『統治論』の理論的前提となる普遍的拘束力を持った自然法を表現するものであり、第二の自然状態は、自然法が人々の生活に具現されている貨幣以前の段階の記述であり、第三の自然状態は、自然法と現実の有様が乖離した貨幣以後の混乱状況の記述である。そしてこの三者は、第一の自然状態が政治権力の本性を論ずる上での理論的土台を与えるのに対して、そこに欠けている政治社会の設立へと駆り立てられていく人間社会の動態性を、第二、第三の記述が補なうという関係にある。しかし、契約論の立場を貫徹するためには、なお欠けているものがある。それが満たされない限り、三つの自然状態の関係は外在的なものに留まり、真に統一されえない。

即ち、自然法に準拠して規定されるべき政治権力を、更に人々の契約によって生み出されるものとして示そうとする場合、自然法の内容とその拘束力とは、読者に対して理論的に提示されるだけでは充分ではない。また、契約という出来事が成立するためには、自然状態において不都合が増大し、人々が何らかの規律を求めるだけでは充分ではない。契約論が真に説得力を持つためには、契約の当事者となり、政治社会の創出に参画する人々の意識に、自然法が既に内在するということが、読者の納得のいくように示されなければならないのである。こうした意味での歴史的記述、即ち、自然状態における普通の人々が自然法を獲得する過程の叙述が欠けるなら、政治社会の設立を促がす外的状況がいかにリアルに描かれていようとも、契約という契機には、さらには自由主義的政治社会の理念にも、リアリティは認められないのである。だが、人々の道徳性の自然史とも言うべきこの種の叙述は、『統治論』の中に見出されない。従って、自然状態の理念的な記述と外面的な歴史的記述とは接合を見ないのである。

なるほど第二の自然状態においては、自然法は有効に働いている。しかしそれは、別の様にもありうる自由な行為者としての人間が、自らの理性を用いて自然法を発見し、それに従った結果ではない。それは当時の生活条件の必然的帰結にすぎない。「人間の労働の程度と生活の便宜とによって巧みに所有の限度を定めた」のは「自然」の方だったのである。（§36）自然法のこの支配が、各人が主体的に自然法を獲得することから達成されたものであったのなら、経済的な制度の変化によって、たやすく失なわれるとは考えられないであろう。だが逆に、貨幣以前の自然法の支配が破綻することなしには、政治社会は誕生しない。

ここには、契約論の図式の中で自然法と自然状態に生きる人々との関係がはらむ本質的な難点が現われている。人々の主体的な契約によって自由主義的な政治社会が生まれるためには、人々は既に自然法を学び、一定の道徳的

資質を具えていなければならないが、しかし、この自然法の習得は、政治権力の存在を必要としないほどに堅固なものであってはならないのである。ロックは、『統治論』の中で自然法の認識の問題をとりたてて論じてはいないのだが、しかし、この問題のもつ複雑さを見てとっていた様子は窺われるのである。

それは、ロックが自然法について語るとき、その平明さと難解さを同時に指摘している点である。

（自然状態には）確立され安定した公知の法が欠けている。それは一般の同意によって正邪の規準と認められ、人々の間の一切の争いを裁決する共通の尺度と考えられるべきものである。自然法は全ての理知的被造物にとって明白であり、理解しうるものであるが、しかし人々は自然法の研究をしていないために無知であり、また自分の利益から偏見を持っているため、自然法を自分自身の事件に適用する際に、拘束力のある法と認めようとしないからである。（§124，傍点筆者）

ロックは『統治論』において、自然法の認識はあらかじめ読者と共有されているものと見なして、無造作にそれを前提している。そしてそうした態度の根拠を自然法の自明性に求めているかのように、その明白さを繰り返し主張している。だが、そうした箇所の多くで、ロックは自然法が明白なのは「理性も持つ者やその法の研究者にとって」である（§11）と言って、およそ等置しえないような二つの知的レベルを敢えて並べてみせるのである。こうした表現は明らかに矛盾である。同じ一つの法が平明であると同時に難解で特別の研究を要すると考えることは難しい。しかし、もしロックの念頭にあった自然法というものが、この二つの相対立する特質を何らかの形で共存させうるものであったとすれば、その場合先に指摘した自然法と契約論との矛盾は解消されることになるであろう。

自然法は、自然状態に生きる人々が容易に学びうる程度に平明であり、しかも、人々がそれを完全な形で我物とし、一切の外的強制力が不必要となる事態を阻む程度には難解であることになろう。そこで我々としては、そのような自然法の理解を目指して、『人間知性論』に展開されている道徳論に目を向けてみたい。

二　論証道徳と世評の法

ロックにとって自然法とは、初期の『自然法論』(Essays on the Law of Nature, 1660～64) 以来一貫して、「自然の光によって見出される神の意志の命令」[2]であった。そして、この普遍的道徳律が、生得の実践原理によるのでも、人々の一般的同意や伝承によるのでもなく、ただ個々人自身の感覚と理性とによって知られうることを示すことこそ、ロックの終生の、しかし果されなかった課題であった。その最終的な構想は、『知性論』の中で主張されている数学をモデルとした「論証道徳」(demonstrative morality) である。

この道徳の論証可能性は、道徳命題を構成する観念が一般に人間の行為の観念であり、それは「様態の観念」(ideas of modes) に分類されるものであるという点に基づいて主張されている。ロックによれば、様態の観念とは、個々の存在者を示す「実体の観念」(ideas of substances) と異なって、その存在と形成が人間の理性に全面的に依存する、言わば理性にとって透明な観念である。そこで、こうした観念に関わる真理を探究するとき、我々は「我々には知られない法」(IV, iii, 19)[3]を求めて、実体の世界に向かう必要はなく、観念相互の関係を辿っていきさえすればよい。道徳の知識は個別的な経験によることなく、論証にのみ基づくのであるから、普遍的確実性を持つのである。

さて、行為の様態の観念は我々自身の理性によって作られると言うが、それは実際にどのような仕方で行なわれているのだろうか。ロックによれば、一切の観念の素材は経験から得られる「単純観念」(simple ideas) であるが、様態の観念は、理性が好むがままにそれらを集成し一つにまとめるところに成立するのであるから、ほとんど無限の複合体が可能である。しかし実際にそれらのうちで、一つの名前を与えられて一つの観念として確定されて、人々に共有されるようになるものは、「人々が生活し話し合う過程で頻繁に使うような観念集成」にすぎない。(II. xxii, 5) 結局、一定の行為の観念をいくつかの単純観念から形成し、定着させているのは、社会生活の中での人々の持続的な利害関心なのである。(4)

ロックは、しかし、誤解されることが多いのだが、行為の観念を持ち、それらの間の関係を明らかにするだけで道徳が成立すると考えていたわけでは決してない。「我々にはそれ以上の一層大きな関心事がある。即ち、このようにして形成されたこれらの行為（の観念）が道徳的に善いか悪いかを知ることである。」(II. xxviii, 4) そしてロックにおいて道徳判断とは、ある行為がある法に合致するか否かという、何らかの法、道徳規則との関係をまって初めて行なわれうる。逆に言えば、行為の観念は、どのようなものであっても、それ自体としては道徳的に中立なのである。

さて、ロックが道徳判断の規準として働く法として挙げているのは、「市民法」(civil law)、「神法」(divine law)、「世評の法」(law of opinion) の三つである。神法とは、「自然の光か、または啓示の声によって公布される」神の命令である。勿論、自然の光によって知られる場合、それは自然法と呼ばれるのである。いずれにしても、この法の絶対的な拘束力、即ち道徳的意味は、神と理知的被造物としての人間との関係から全て生じてくる。(II,

xxviii, 8）論証道徳としての自然法の基盤も、神と人間とのこうした観念を持ち、両者の関係のうちに、人間の神に対する義務を見てとることにある。

いったい、力能、慈愛、知恵で無限な、我々がその作品であり依存する至高の存在者の観念と、知性を持つ理知的被造物としての我々自身の観念とは、我々にとって明晰な観念であるから、もし適切に考察し追求すれば、我々の義務と行為の規則の根底を提供し、道徳を論証可能な学問の中に置いただろうと思われる。そこでは、数学の帰結と同じように、自明な命題から議論の余地のない必然的帰結によって、……正・不正の尺度が証明されることは疑いもない。数と延長の様態だけでなく、他の様態の観念も絶対確実に知覚されるのだから、もしそれらの様態の一致、あるいは不一致を検討し追求する適切な方法が考えつかれるなら、何故そうした様態も論証されえないのか、私には分らない。（IV, iii, 18）

神と人間の観念から成る基礎と、我々の生活の中で形成されてきた行為の観念とが、長い、しかし明晰な論証によって結ばれるとき、それらの行為はもはや中立的なものではなく、それぞれの道徳的意味をその基礎から汲みとることによって普遍的な道徳法を構成して、「行為自身の本性から正しい行為、正しくない行為」（II, xxviii, 10）と呼ばれうるものとなるのである。ここに、自然法は論証道徳として完成するはずである。

ところが、人々が道徳判断を行なう際に、普段準拠する法は別のものである。それをロックは世評の法と呼ぶ。世評の法とは、それぞれの社会の中で、自然に形成され定着してきた道徳規則である。そこで判断される徳と悪徳とは、一般には自然法においてと同様に「行為自身の本性」に基づくと考えられているが、その基礎は実は自然法

とは全く別の所にあるとロックは言う。それは人々の利害関心にある。そこで、多くの共同体のそれぞれの世評の法は、特殊な習慣、気質などから若干異なる部分はあるにしても、その内容は大体一致することになる。「何故なら、全ての人が自分の利益を見出すものを敬重と好評とで推奨し、その反対を非難して賛成しないことほど自然なことはないからである。」(II, xxviii, 11)

こうした叙述からすると、世評の法の生成の過程とは、結局、そもそも諸々の行為の観念が人々の共通の利害関心を反映して形成され社会生活の中に定着していく過程であるということになる。世評の法は、行為の観念が形成される際に同時に、それに内在する仕方で確立されるのである。そしてこの事は、行為の観念はそれ自体としては道徳的意味をもたないとする主張とは別に、ロック自身認めるところであった。

> 行為の実定観念とその道徳的関係とは、非常に頻繁に一つの名前のもとに一緒に包括され、様態、即ち行為とその道徳的方正、あるいは不方正との両方を表現するのに同じ名前が使われるために、関係自身はあまり気づかれず、行為の実定観念とその行為がある規則に対して持つ関係とはしばしば区別されないのである。(II, xxviii, 16)

にもかかわらず、ロックが行為の観念と規則との区別を主張して止まないのは、諸々の行為の観念に固く結びついている世評の法と自然法とが同一視されることを懸念してのことである。世評の法と自然法は、その内容上一致する点が多い。「というのも、神が人々に課した法に服従することほど、この世の人類の全般的な福祉を端的かつ明らかに確保し前進させるものはないし、この法の無視ほど、禍いと混乱をかもし出すものはないからである。」

(II, xxviii, 11) だが、これら二つの法の基礎は全く別の所にある。一方は神への義務にあって、そこから普遍的拘束力が生じてくるが、他方は単に個々人の利害関心にあって、真の拘束力をもたらしえない。そこで、道徳を真の基礎から明らかにし確立するためには、即ち、論証道徳をうち建てるためには、その前段階として、全ての行為の観念は世評の法との関係を洗い落として一旦中立化されなければならないのである。

三　二つの自然法

しかし、最終的に、道徳の真の基礎と諸々の道徳律を構成するはずの行為の観念との間に、論証的結合は見出されなかった。ロックは論証道徳としての自然法の確立の困難を自覚するにつれて、次の『キリスト教の合理性』(The Reasonableness of Christianity, 1695) からの一節に見られるように、理性にではなく啓示による神法の獲得、即ち聖書の意義を重視していくようになる。

もしあなたが、日雇い労働者、小商人、糸紡ぎ女、乳しぼり女にも、全てこのような仕方で倫理学を教えることができるのなら、そうした人全部を直ちに数学者にできると期待してもいいことになる。……大抵の者は理解できないのであり、そこでそういう人達は信じなければならないのである。(5)

論証道徳はたとえ完成されても、一般の人々には手に届かない難解なものとなるであろう。彼らにとって道徳の真実の基礎を明らかにするのは啓示の道しかないであろう。だが『統治論』と啓示法とは無縁のものである。

ここに至って我々は、何故ロックが『統治論』において、自然法は何か特別の「研究」を要求するという留保を

行なったか、その理由を理解することができる。その時ロックの念頭にあったのは、論証道徳なのである。自然法がその根底から全き姿で認識されるためには、数学と同じ程度の「研究」が必要とされる。だが、このような仕方では自然状態に生きる一般の人々は決して道徳を獲得できない。ではロックは何に基づいて、その難解さと同時に平明さを強調し、普通の人々の一定の道徳性を信頼し、契約という場面と、自由主義的政治社会を構想することができたのか。

ロックは『知性論』の中で、政治社会以前と以後の世評の法の連続性に注目している。

人々は政治社会に合一して、自分たちのあらゆる力の行使を公共の手に委ねてしまい、国法の指図する以上には同じ市民に対して力を行使できないが、それにもかかわらず、仲間となって暮し交わる者の行為を良いとか悪いとか考え、推奨したりしなかったりする力は依然として持っており、この推奨と嫌悪によって、自分たちが徳や悪徳と呼ぼうとするものを、互いの間に確立するのである。(II, xxviii, 10)

自然状態において、普通の人々が論証道徳を学ぶことは不可能であるが、世評の法はごく自然に形成され体得されていくであろう。勿論、それは義務の根底を持たないものであり、真実の道徳の確立を意味するものではない。だが、そこに示されている規則は自然法の命令と一致する。この世評の法こそ、自然状態において獲得が予想される平明な道徳であり、これと厳密な意味での自然法とがその内容の一致という点でかろうじて重ね合わされるとき、自然法と契約論という『統治論』の二つの構成が共存可能となる。

人々は自然状態において、世評の法を通じて自然法の内容をまがりなりにも獲得することができ、契約の主体、

自由主義的な政治社会の主体たるに必要な最低限の道徳的資質を具えることができる。しかも世評の法は、道徳の拘束力の源泉を明るみに出す論証道徳とは違って、本質的に不安定なものであるから、最少限の政治権力が必要とされる。このように、『統治論』の契約論的構成を支えているのは世評の法に対するロックの着眼であり、『統治論』における自然法とは、論証道徳とそれに近似した世評の法との二つを射程に入れたものであり、まさに難解で平明な、二面性を持っているのである。

注

(1) John Locke, *Two Treatises of Government*, ed. by P. Laslett, (Cambridge) 1960. 以下、本書からの引用は全てその第二論文からであり、本文中の括弧内に節を示すこととする。

(2) John Locke, *Essays on the Law of Nature*, ed. by W. von Leyden (Oxford) 1954, P. 110.

(3) John Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, ed. by A. C. Fraser, (Oxford) 1894. 以下本書から引用は本文中に巻、章、節の順に記す。

(4) John Coleman, *John Locke's Moral Philosophy* (Edinburgh) 1983, ch. VII. コールマンは行為の観念の形成過程として自然状態を捉えるという、示唆に富む議論を行なっている。

(5) John Locke, *The Reasonableness of Christianity*, ed. by I. T. Ramsey (Stanford) 1958, P. 66.

（大学院後期課程学生）